

福岡県 安全・安心まちづくり条例に基づく 防犯環境指針



安全・安心まちづくり条例に基づく 防犯環境指針とは

福岡県では、県民に身近な犯罪を減らし、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを進めるため、多くの犯罪が発生している施設^(※1)に着目し、犯罪の防止のための具体的手法を示した「防犯環境指針」を策定しました。

この住宅編(犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針)は、条例第16条第2項の規定に基づき、住宅(一戸建て住宅及び共同住宅(長屋を含む。))について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準、居住者の安全を確保するための管理対策等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的としています。

※1 多くの犯罪が発生している施設 学校・通学路、道路・公園・駐車場、駐輪場、住宅、商業施設で、犯罪の3/4が発生しています。

基本的な考え方

住宅における犯罪を防止するため、住宅を建築しようとする者及び設計者等は、法令による制限、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の快適性等を考慮し、次の4つの基本原則に基づき防犯性の向上に配慮して施設の計画、設計、整備を行うものとします。

1 周囲からの見通しの確保 (監視性の確保)

周囲及び住戸内からの見通しを確保し、屋外に住民の目が自然に届くような環境をつくることにより、犯罪企図者^(※2)が近づきにくい環境を確保する。

2 居住者の共同意識の向上 (領域性の強化)

居住者が帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理等により、犯罪が起きにくい領域を確保する。

3 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

塀、門扉等を設置し、犯罪企図者の侵入経路を制御することにより、犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

4 部材や設備等の強化 (被害対象の強化・回避)

犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を要する窓や扉にすることにより、犯行を断念させ、被害を回避する。

※2 犯罪企図者 犯罪を行おうとする者をいう。

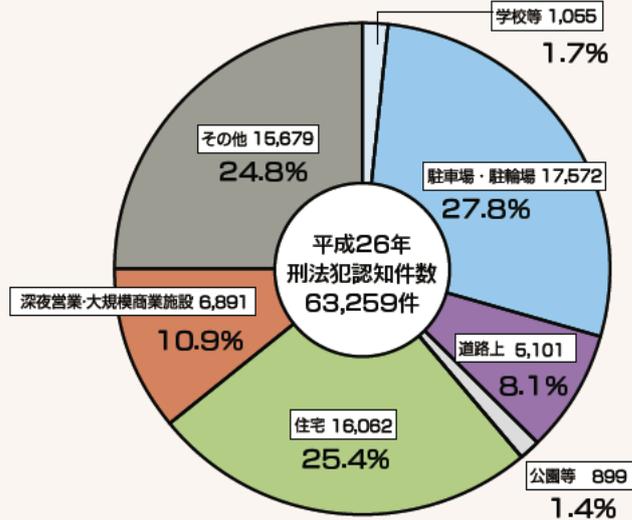
犯罪に配慮した企画、計画、設計の進め方

住宅を建築しようとする場合は、敷地の規模、形状や周辺地域の状況等を把握し、上記4つの基本原則を踏まえ、敷地内における建物の配置、人の流れ、外構等を一体的に検討します。共同住宅では、入居者の属性や管理体制を勘案するとともに、防犯上必要な照度を確保するための照明のあり方についても検討します。

また、住宅の防犯性を向上させるためには、「住宅の維持管理と住まい方」にも留意する必要があります。

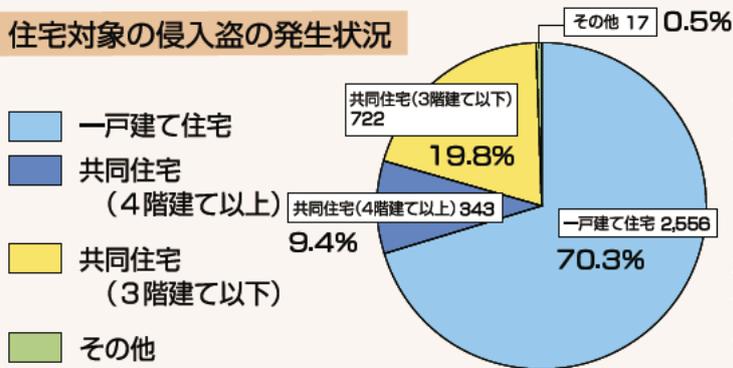
住宅における犯罪の発生状況

平成26年中 犯罪発生場所別認知件数



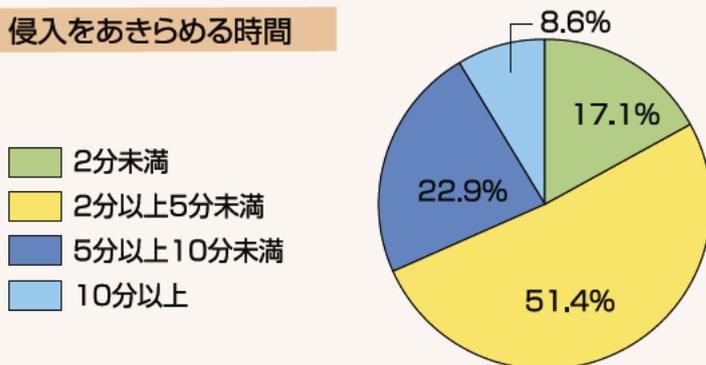
平成26年の福岡県の刑法犯認知件数のうち、住宅で起こった犯罪は16,062件(25.4%)で、駐車場・駐輪場について2番目に多くなっています。このように、住宅で発生する犯罪の割合は高いので、住宅における犯罪対策を行うことが重要です。

住宅対象の侵入盗の発生状況



住宅において発生した16,062件のうち11,800件が窃盗犯であり、そのうち3,683件が侵入による犯罪(侵入盗)です。侵入盗のうち、約3分の2が一戸建て住宅で、約3分の1が共同住宅で発生しています。

侵入をあきらめる時間



侵入に5分以上を要すると、7割近くの犯罪者は、犯行をあきらめます。防犯性能の高い建物部品等を使用して、侵入に5分以上を要するような対策が必要です。

出典: 働都市防犯研究センター「JUSRIレポート」

一戸建ての住宅の外周

植栽

- 植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

バルコニー

- 縦どい、塀、樹木、車庫等を利用した侵入が困難な位置に配置する。
- 道路及び周囲からの見通しが確保された構造とする。

防犯センサー等

- 防犯センサー等を設置する場合は、有効な位置、機種等を検討して設置する。

窓 (P9参照)

- 道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 道路又は周囲からの見通しが確保できない場合は、センサーライト等の防犯設備を設置するなどの対策を講じる。
- バルコニー、庭等に面する窓には、錠付きクレセント、補助錠等や防犯性能の高いサッシやガラスを設置する。
- バルコニー、庭等に面するもの以外の窓には、面格子等を設置する。

面格子



センサーライト



勝手口

- 道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 道路又は周囲からの見通しが確保できない場合は、センサーライト等の防犯設備を設置する。
- 玄関扉と同様の侵入防止対策を講じる。

駐車場

- 道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- センサーライト等の防犯設備を講じることが望ましい。
- 屋根を設備する場合には、侵入の足場とならない配置及び構造とする。
- 車庫を設置する場合には、防犯性能の高いシャッター、施錠可能な門扉などを設置することが望ましい。

塀、柵、垣等

- 堀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮する。
- 窓等への侵入の足場とならない構造とする。
- 敷地の周囲には、照明設備を設置することが望ましい。

門扉

- 門灯を設置し、施錠可能な構造とする。

庭及び敷地内の空地

- 道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 道路及び周囲からの見通しができない場合は、砂利敷き又はセンサーライト等の防犯設備などで対策を講じる。

玄関

- 道路からの見通しが確保された位置に配置する。
- 道路からの見通しが確保できない場合は、門扉の設置やセンサーライト等の防犯設備などで、侵入防止対策を講じる。

玄関扉

- 玄関扉には、防犯性能の高い扉、枠及び錠を設置する。
- やむを得ず防犯性能の高い扉等が設置できない場合は、ガードプレート、補助錠の設置などの対策 (P7) を講じる。
- 外部との通話が可能なインターホンを設置する。

住宅に関する必要な照度 (共同住宅)

場所	必要な照度
<ul style="list-style-type: none"> ● 共用玄関 (内側) ● 共用メールコーナー ● エレベーターホール (共用玄関のある階) ● エレベーターかご内 	50ルクス以上 (人の顔及び行動を明確に識別できる照度)
<ul style="list-style-type: none"> ● 共用玄関 (外側) ● 共用玄関以外の共用出入口 ● エレベーターホール (共用玄関のある階以外の階) ● 共用廊下、共用階段 	20ルクス以上 (人の顔や行動を識別できる照度)
<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場、駐輪場 ● 通路 ● 児童遊園、広場、緑地等 	3ルクス以上 (人の行動を視認できる照度)

共同住宅の共用部分

屋上

- 出入口等には、扉を設置する。
- 扉は施錠可能とする(常時開放する場合を除く。)
- 住戸のバルコニーや窓に近接する場合は、面格子などの侵入防止対策を講じる。

住戸の玄関

- 廊下、階段等からの見通しが確保された位置に配置することが望ましい。
- 防犯性能の高い扉、枠及び錠を設置する。

共用廊下・共用階段

- 周囲からの見通しが確保された配置、構造とすることが望ましい。
- 屋外に設置される共用階段は、外部から見通しが確保された位置に配置する。
- 屋内に設置される共用階段の階段室は、常時開放されていることが望ましい。
- 避難用屋外階段の地上への出入口扉には、オートロック機能付きの錠を設置する。
- バルコニーや窓に近接する場合は、面格子などの侵入防止対策を講じる。

共用出入口(玄関・その他の出入口)

- 道路等からの見通しを確保する(見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により補完する。)
- 扉を設置することが望ましい。(玄関)
- 扉は、扉の内外が見通せる構造とするとともにインターホン、オートロックシステムを導入することが望ましい。(玄関)
- オートロック機能付きの扉を設置することが望ましい。(その他の出入口)

共用メールコーナー

- 共用玄関、管理入室等からの見通しが確保された位置に配置する(見通しが確保されない場合、防犯カメラの設置等により補完する。)
- 郵便箱は施錠可能なものとする(オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型とすることが望ましい。)

エレベーター

- 防犯カメラを設置することが望ましい。
- 犯罪発生等の非常時のための押しボタン、インターホン等による外部との連絡又は吹鳴する装置を設置する。
- 外からエレベーター内を見通せる構造の窓を設置する。

エレベーターホール

- 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関、管理入室等から見通しが確保された位置に配置する(見通しが確保されない場合は、防犯カメラの設置等により補完する。)

管理入室

- 管理入室を設ける場合には、共用玄関、共用メールコーナー、郵便受け及びエレベーターホールを見通せる構造、又は近接した位置に配置する。

防犯カメラ

- 防犯カメラを設置する場合には、位置、台数等を検討し、適切に配置するとともに、その運用方法等、監視体制のあり方を併せて検討する。
- 記録装置を設置する。
- 防犯カメラが有効に機能するため必要な照度を確保する。

児童遊園・広場・緑地等

- 周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

駐車場・駐輪場

- 道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 施錠可能で、見通しが確保された門扉、シャッター等を設置することが望ましい。(駐車場)
- チェーン用バーラック^(注1)、サイクルラック^(注2)等の設置などにより盗難防止対策を講じる。(駐輪場)
- 屋内に設置する場合は、内部が見通せるよう開口部を確保する。
- 見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等により補完する。
- 屋根又は立体駐車場を設置する場合、住棟への足場とならないよう、建物の窓などへの距離を確保する。(駐車場)

注1 駐輪場に固定されている金属製のバーをいい、これと自転車チェーン錠で結ぶことにより、盗難を防止する設備をいう。

注2 チェーン用バーラックと同様の機能をもつもので1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

通路

- 道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 犯罪者の侵入防止、又は発見しやすくするため道路、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路は、人の流れが集中するように配置することが望ましい。

塀・柵・垣等

- 位置、構造、高さ等が、周囲からの死角の原因とならないようにする。
- 窓等への侵入の足場とならないようにする。

ゴミ置き場

- 道路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 周囲に延焼する恐れのない位置に配置する、又は、延焼する恐れのない構造とする。

配管・縦どい・外壁等

- 上階・窓・バルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

集会所等

- 周囲からの見通しが確保された位置、人の流れが集中する通路に近接するように配置する。

玄関扉の対策（一戸建て、共同住宅）

- 原則として、防犯建物部品等の扉、枠、錠などを使用する。
- 使用できない場合には、次のような対策を講じる。



ガードプレート^(注1)

- 扉と扉枠の隙間からかんぬきが
見えない構造又はガードプレート
等を設置する。

注1 バール等を差し込みドアをこじ開ける
手口や、サムターン回しの針金を差し
込む隙間にならないように、ドア枠とド
アの隙間をふさぐためのプレート

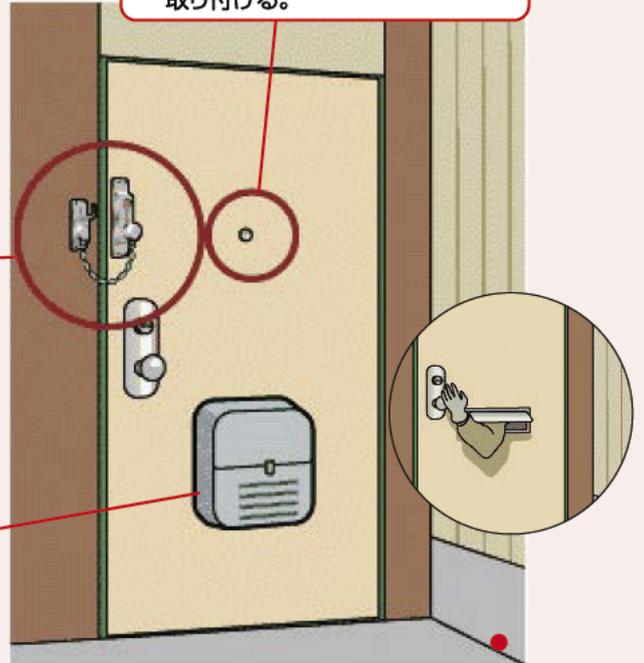


錠

- 破壊及びピッキング等による解錠が困難
な構造とする。
- 主錠のほかに補助錠を設置する。
- カム送り解錠を防止するため、錠ケース
内部の不要な隙間をふさぐ、又はシリン
ダーカラーと扉の隙間をなくす。
- サムターン回し^(注2)を防止するサムターン
を使用する。(P.8参照)

明かり取り部・郵便受け

- サムターン回し等の侵入手口を防止する
ため、郵便受けから室内が見えないよう
に受け箱を取り付け、サムターンまで、手
や針金が届かない構造又は取り付け位置
とする。



ドアスコープ

- 外から簡単に外されないものを
取り付け。

インターホン及びドアホン

- 住宅内と玄関の外側との間で通話が可能なイ
ンターホン又はドアホンを設置する。
- 玄関の外側を映し出すことが可能で、録画が可
能なものが望ましい。
- 管理人室を設置する場合は、管理人室との通
話機能を有するもの又は管理人室等への通報装置を設置することが望ま
しい。(共同住宅)



ドアチェーン

- 錠の機能を補完する
ドアチェーンを設置する。

注2

「サムターン回し」とは、ドアスコープなどを取り外して隙間から工具などを
挿入し、サムターンを回して、解錠する侵入手口のことをいいます。
防犯建物部品のサムターンは、その手口に対する対策が施されています。



防犯建物部品とは

平成16年4月1日に警察庁より防犯性能の高い建物部品の目録が公開されました。この防犯性の高い建物部品を防犯建物部品とよび、共通のCPマークを表示することができます。この防犯建物部品は、官民合同会議の防犯性能試験に合格しています。できるだけ騒音が発生しない攻撃方法に関しては5分以上、騒音が発生する攻撃方法については7回以上の攻撃に耐えうる性能試験を行っています。



CPマーク

防犯性能の高い錠

面付箱錠(防犯建物部品)

ドアの室内側の面に錠の機構が入った箱形のケースを取り付ける錠を面付箱錠といいます。この写真の錠は、強化されたデッドボルト(かんぬき)を使用し、スイッチ式のサムターンを用いる等の対策を施した、防犯建物部品です。



彫込箱錠(防犯建物部品)

錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込む錠を彫込箱錠といいます。この写真の錠は、こじ破りに強い鎌付きのデッドボルトにし、スイッチ式のサムターンを用いる等の対策を施した、防犯建物部品です。



防犯性能の高い鍵

下の鍵は、防犯建物部品です。

防犯性能 高い

鍵違いの数が多く、鍵の精度が非常に高いため、鍵の複製を行うことは非常に困難です。また、シリンダーにも対策が施されており、ピッキングにより鍵を解錠することは非常に困難です。



下の鍵は、防犯建物部品ではありません。

防犯性能 低い

鍵違いの数が少なく、ピッキングによる解錠にも弱く、あまり防犯性能は高くありません。



サムターン回し 対策

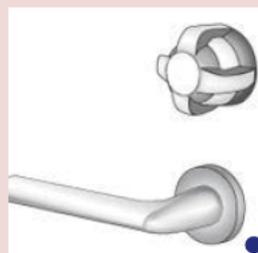
●脱着式サムターン



●スイッチ式サムターン



●サムターンカバー



窓の対策(一戸建て、共同住宅)

犯罪企図者の侵入が想定される窓に対策を講じる。

一戸建て住宅の窓

配置

- 道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 見通しが確保されない場合は、適当な場所にセンサーライト等の防犯設備を設置するなどの接近の抑止に有効な対策を講じる。

共同住宅の窓

共用廊下に面する窓等

- 共用廊下に面する窓や、1階の窓のうちバルコニーに面していない窓は、面格子、錠付きクレセント、補助錠を設置するなどの侵入防止対策を講じる。

バルコニー等に面する窓

- 避難経路及び消防隊の非常用進入口の確保に支障のない範囲において、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなどの侵入防止対策を講じる。

バルコニー、庭等に面する窓(一戸建て)



- 錠付きクレセント、補助錠を設置するとともに、防犯建物部品等のサッシ及びガラス(防犯建物部品等のウィンドウフィルムをはり付けたものを含む。)を設置する。
- 防犯性の高い雨戸又はシャッター付サッシ等を設置することが望ましい。

バルコニー、庭等に面するもの以外の窓(一戸建て)

- 面格子を設置する。
- 面格子の設置が困難な場合、防犯建物部品等のサッシ・ガラスの設置又は防犯センサー等の防犯設備の設置など侵入防止に有効な対策を講じる。



「面格子」

バルコニーの対策（一戸建て、共同住宅）



樹木を足場に2階の窓から（そのほか縦どいも足場になります）



- 縦どい、塀、樹木、車庫、階段の手すり等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置する。
- やむを得ず階段の手すり等が近接する場合は、避難計画上支障のない範囲で面格子の設置などの侵入防止対策を講じる。
- 手すり等はプライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲から見通しが確保された構造にする。

住宅の維持管理及び住まい方に関する取組

防犯設備、設置物等の維持管理

- 防犯設備の点検、整備を行う。
- 物置、ロッカー等により死角を生じさせない。
- 植栽の剪定を定期的に行う。
- 侵入の足場とならないよう屋外機器等の配置に配慮する。



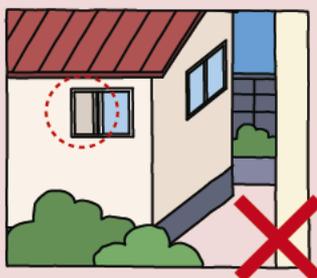
自主防犯体制の確立

- 地域活動、住民相互のふれあいを促進し、地域による自主防犯意識を向上させ、巡回パトロール等、地域ぐるみでの自主防犯活動を推進する。

犯罪の防止に配慮した住まい方

施錠の確認

- 外出時及び就寝時に玄関や窓等の施錠状況を確認する。



鍵の保管管理

- 外出時に鍵を敷地内に保管しない。



日用品の整理整頓

- 脚立等の侵入の足場となるものや、段ボール等燃えやすいものを放置しない。



防犯設備に関するお問い合わせ

安全・安心まちづくり条例において、防犯設備業者は、安全・安心まちづくりに協力することとされています。

NPO 法人福岡県防犯設備士協会は、警察等が推進する地域安全活動の支援、防犯設備の普及促進や防犯意識の高揚により、県民が安全で安心して住めるまちづくりに貢献する目的で設立された組織で、防犯設備に関する相談を受け付けています。

連絡先はこちら

NPO法人 **福岡県防犯設備士協会**

〒812-0015 福岡市博多区山王1-1-28

TEL:092-473-7710

FAX:092-473-7705

福岡県安全・安心まちづくり条例に 基づく防犯環境指針 (住宅編)

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL 直通:092-643-3124

安全・安心まちづくりHPでご覧いただけます

<http://www.anzen-fukuoka.jp>